

お知らせ



指定管理者を決定

道の駅オライはすぬま

市議会第1回定例会で、公の施設に係る指定管理者が決まりました。施設の名称

道の駅オライはすぬま

指定管理者

オライはすぬま企業組合

(蓮沼ハの4826番地)

代表理事 浅野 三夫

指定期間 平成20年4月1日〜

平成25年3月31日

問合せ 農林水産課 ☎1211



許可が必要です

屋外広告物の設置

屋外広告物は、街を彩り、様々な情報を与えてくれます。しかし、無秩序な掲出は、自然や景観、安全を損ねてしまいます。こうしたことを防ぐため、千葉県では『千葉県屋外広告物条例』により、屋外広告物についてのルールを設けています。

□ 屋外広告物とは

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、設置場所が、自己の敷地内でも該当します。はり紙、立て看板、広告塔、広告板はも

ろん、建物などの外側に表示されている文字やシンボルマーク、商標、写真、絵画なども該当します。

□ 表示(設置)している皆さん

もう一度チェックしてください。

・市の許可(基準に適合)を受けていますか？

・メンテナンスを行っていますか？

・道路など、掲出できない場所に設置していませんか？

□ これから表示(設置)する皆さん

設置する前に

・市の許可が必要になりますので、事前にご確認ください。
・依頼する業者は、登録※が済んでいますか？

・関係法令(建築基準法、道路法など)に適合していますか？

※千葉県内で屋外広告業を営む方は、千葉県で屋外広告業の登録を受ける必要があります。

問合せ

都市整備課都市計画係

☎(80)1191

お済みですか？

住宅借入金等特別税額(住宅ローン)控除の申告

国から地方への税源移譲により、所得税額が減少し、住宅ローン控除限度額を控除しきれなくなる場合があります。税源移譲前と税負担が変わらないようにするため、所得税で控除しきれない住宅ローン控除額を、平成20年度の市県民

税(所得割)から控除できる措置が創設されました。控除を受けるには住宅ローン控除申告書の提出が必要です。まだ提出されていない方は早めに提出してください。

問合せ 課税課市民税係

☎(80)1281

農振農用地

目的外使用の場合は届出を

「農業振興地域整備計画」に指定された「農振農用地」は、農業以外の目的で利用することはできません。やむを得ず他の目的(住宅・店舗・資材置場等)に利用したい場合は、「農振農用地」からの除外(農振除外Ⅱ農用地利用計画の変更)を行ったうえで、農地転用

の許可を受ける必要があります。

受付期間 6月2日(月)〜30日(月)

*申請書様式は市のホームページ、または担当課窓口備え付けの用紙を使用。

受付・問合せ 農林水産課

農林水産係 ☎(80)1211

「県下一斉」

ごみゼロ運動にご協力ください

市内の道路沿いでごみゼロ運動を行いますので、市民の皆さんのご協力をお願いいたします。

実施日 5月25日(日)

雨天決行

※粗大ごみは対象外です。

発見した場合は、その場所から動かさずに、環境保全課ま

でご連絡ください。

※区・自治会として登録していない団体で、ごみゼロ運動にご協力いただける団体にも、専用のごみ袋を配布いたしますのでご連絡ください。

問合せ 環境保全課

生活環境係 ☎(80)1161